

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第24号

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(実施機関等)</p> <p>第2条 補償を実施する機関は、教育委員会とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、学校医等の負傷、疾病、障害又は死亡が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法の規定によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(実施機関等)</p> <p>第2条 補償を実施する機関（以下「<u>実施機関</u>」という。）は、<u>静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部</u>（以下これらを「<u>専門職大学</u>」という。）の学校医に関しては知事とし、その他の学校医等に関しては教育委員会とする。</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、学校医等の負傷、疾病、障害又は死亡が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法の規定によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 <u>実施機関</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>専門職大学の学校医</u>に関しては規則で、<u>他の学校医等</u>に関しては教育委員会規則で定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。